

流山市地域見守りネットワーク

実施マニュアル

平成24年7月

流山市健康福祉部社会福祉課

【 地域のきずなで孤独死ゼロへ 】

最近、社会との交流を避けた「孤独死」が多発し、大きな社会問題となっています。背景には、少子高齢化の進行や高齢者のみ世帯の増加、さらに地域コミュニティの希薄化が進む中で、特に世代間交流がない高齢者の方は地域内で孤立化する傾向が強く、健康状態の悪化や生活困窮に陥ったり、亡くなられて何日も発見されないなど、社会的な問題となっています。

今後、地域で暮らす高齢者の方の自立した生活を支えていくためには、行政が提供する公的なサービスはもちろんですが、地域においても、地域の実情を理解している地域住民の方々が主体となった見守り活動を展開することが重要となっております。

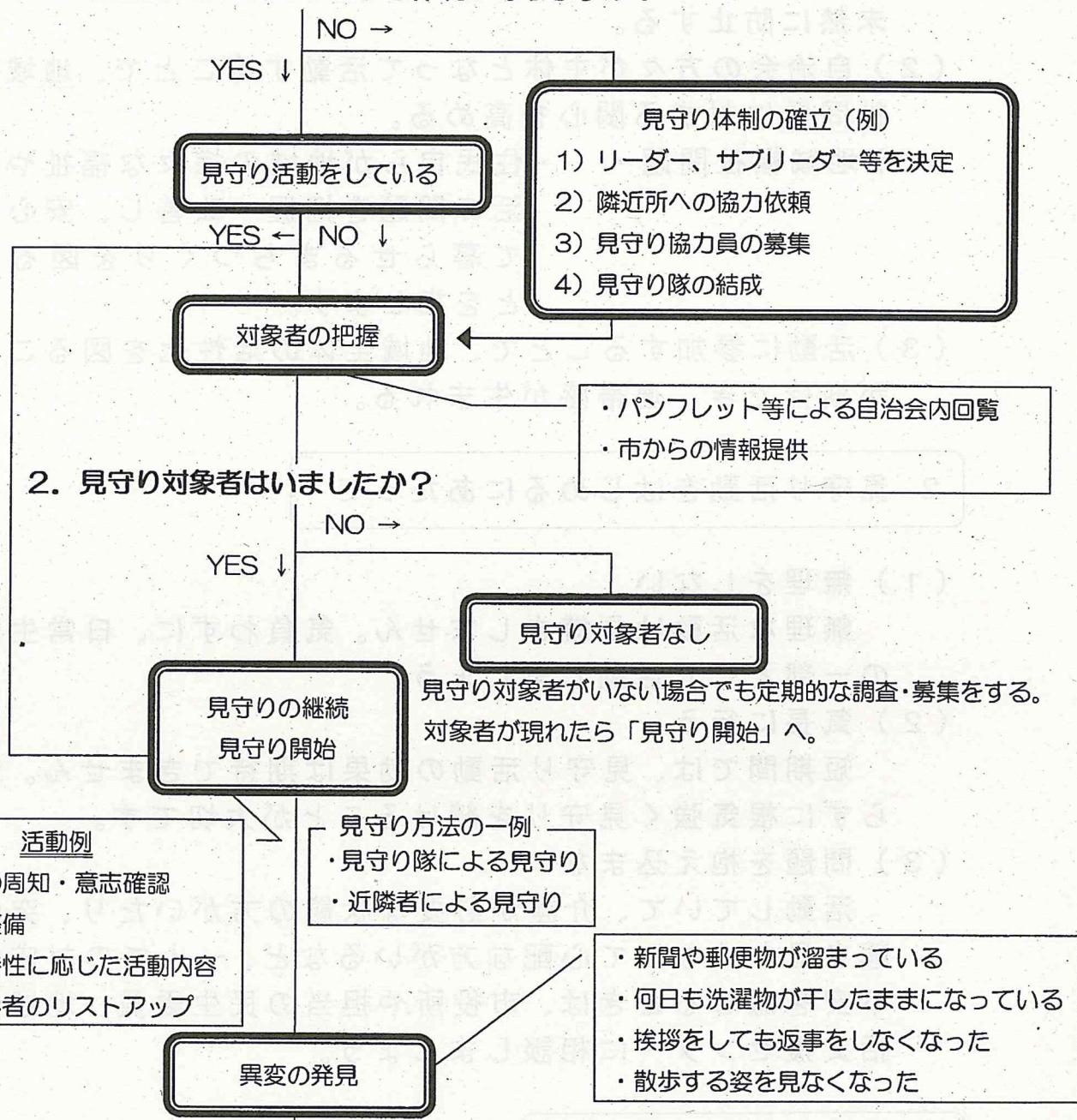
このようなことから、流山市では自治会や民間事業者などと連携し、孤独死を未然に防ぐため、日常的に見守っていく新たなネットワークづくりを進めることとし、平成24年6月29日に「流山市地域見守りネットワーク」を発足しました。

これから見守り活動を実施しようとする自治会の皆さんには、各自治会の方々が地域で安心して暮らせるよう見守り体制づくりを進めていただきたいと思います。

その一環として、見守り活動のはじめ、進め方などについて紹介していますので、ご活用いただければ幸いです。

自治会内の住民の方が孤立しないよう見守りを実施します。

1. 自治会内には見守りをする体制がありますか？



登録されている緊急連絡先、関係機関 (警察・消防・市役所・医療機関)への連絡

- | | | |
|---------|--------------------|--------------|
| ・流山警察 | TEL : 04-7159-0110 | ※緊急の場合は、110番 |
| ・消防本部 | TEL : 04-7158-0119 | ※救急の場合は、119番 |
| ・流山市役所 | TEL : 04-7158-1111 | |
| ・専用ダイヤル | TEL : 04-7168-1009 | |

1 見守り活動の目的

- (1) 自治会内の住民の方が、孤立しないよう声かけなどで未然に防止する。
- (2) 自治会の方々が主体となって活動することで、地域福祉問題に対する関心を高める。
※ 地域福祉問題・・・住民自らが地域の様々な福祉や生活の問題を把握・改善し、安心して暮らせるまちづくりを図ることを指します。
- (3) 活動に参加することで、地域全体の活性化を図ることが期待でき、連帯感が生まれる。

2 見守り活動をはじめるにあたって

(1) 無理をしない

無理な活動は長続きしません。気負わずに、日常生活の一部として活動しましょう。

(2) 気長に行う

短期間では、見守り活動の効果は期待できません。焦らずに根気強く見守りを続けることが大切です。

(3) 問題を抱え込まない

活動していて、介護が必要な状態の方がいたり、突然顔を見なくなつて心配な方がいるなど、一人での対応に不安を感じるときは、市役所や担当の民生委員、地域包括支援センターに相談しましょう。

3 見守り活動の進め方

各自治会によって状況が異なるため、決まった方法はありません。

(1) 活動の基礎となる組織を作ります。

自治会、老人会、婦人会、民生委員などの代表により、地域内での活動内容などについて合意形成を図ります。

(2) リーダーを決めて行きます。

組織が出来上がりましたら、活動を推進する為にリーダーやサブ・リーダーを決めます。

(3) 活動方針を決めます。

リーダーとサブ・リーダーを中心に、どのような見守り活動をするか話し合い、地域の実情に応じた無理のない方法を決めます。

(4) 活動に賛同する協力員を募ります。

自治会に居住する方の中から、事業に賛同し参加できる方を募集します。

(5) 活動の開始を知らせます。

自治会の皆さんへ協力を求めるためにも、「流山市地域見守りネットワーク」事業を開始したことや、見守り対象者の募集、また、どのような見守り活動を行うのかなど、回覧版を利用するなどして自治会の皆さんにお知らせします。

4 見守り活動の具体的な対象者

流山市地域見守りネットワークでは、市民全体を対象として、異変の報告による見守りを協力事業者に依頼していくとしています。また、自治会等には、異変の報告の他、訪問、声かけ又は様子の確認による見守りを依頼していきます。訪問、声かけ又は様子の確認による見守りの対象者は、特に一人暮らしの高齢者、高齢者のみ世帯の方、重度の障害者としています。

5 活動状況

全
市
民

- (1) 申込書による対象者（市から自治会にリストを送付し、見守りを依頼します。）
- (2) 自治会、地区社会福祉協議会により既に見守りを実施している見守り対象者（そのまま見守りを継続してください。）
- (3) 民生委員・児童委員による見守り対象者（民生委員にだけ見守られたいと思っている見守り

対象者)

(4) 協力事業者により見守られる見守り対象者

6 異変の発見

◎ 一人暮らしで、近所付き合いがない。

周囲の支援を拒んでいるような方でも、さりげない見守りをすることで、近隣との関係も緩和され、孤立しないで済む場合もあります。

◎ 最近、顔を見ない。

老人会、自治会活動や趣味などの集まりに、急に現れなくなつた場合は、何らかの危険を知らせる兆しかもしれません。一声かけてみてください。

◎ 電話や訪問に応答がない。

◎ 日中でもカーテンや雨戸が開閉された様子がない。

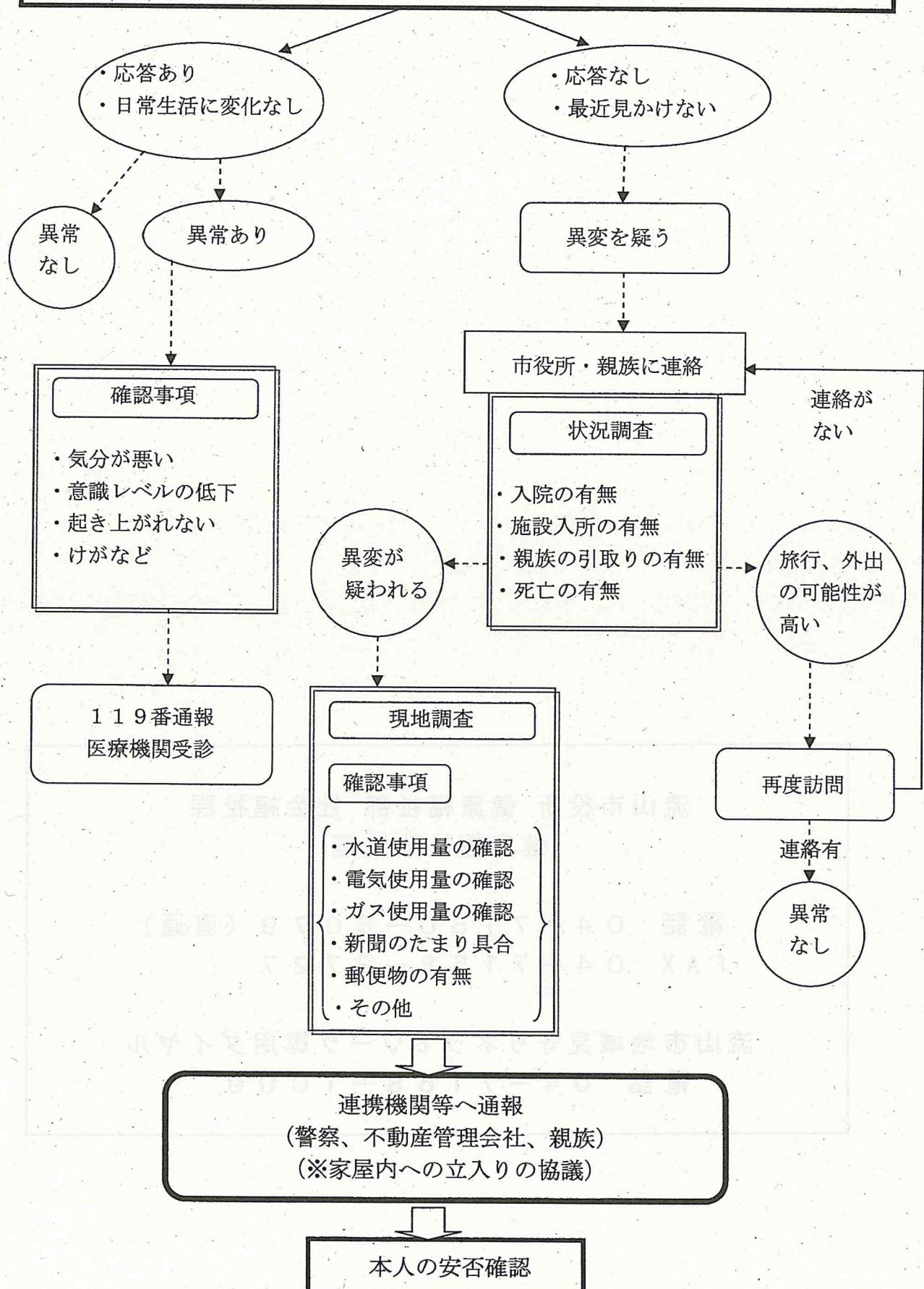
◎ 新聞、郵便物がたまっている。

◎ 昼夜問わずに家の電気が点灯または消灯されていない。

このような状況が3、4日続くようすと、部屋の中で何らかの支援を必要としているかもしれません。一声かけてみるか、場合によっては警察に通報が必要かも知れません。

見守り活動から異変発見等の対応の流れ

(声をかける・様子をうかがう)



**流山市役所 健康福祉部 社会福祉課
健康福祉政策室**

電話 04-7150-6079 (直通)
FAX 04-7158-2727

流山市地域見守りネットワーク専用ダイヤル
電話 04-7168-1009